

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化を重要な経営課題と認識し、「経営の効率性及び透明性の強化」「情報開示及び説明責任の強化」「コンプライアンス機能の強化」を基本方針に、全てのステークホルダーを意識した経営システムの構築を図ることとしております。

また、全てのステークホルダーの利益を考慮し、企業価値を高めていくことを目標に、「お客様のために最善の技術とサービスを提供する」「常に技術の開発と事業機会の創造に挑戦する」「働くことに喜びを感じ、会社の成長と社員個人の幸福を共感する」を経営理念に掲げて企業活動を行なっております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

##### 【原則3-2. 外部会計監査人】

###### 〔補充原則3-2-1〕

監査役会は、外部会計監査人の監査実施状況や監査報告等を通じて職務の実施状況の把握・評価を行っておりますが、外部会計監査人候補の評価に関する明確な基準は策定しておりません。今後、外部団体のガイドラインを参照するなどして、監査役会にて協議・決定してまいります。

##### 【原則4-4. 監査役及び監査役会の責務】

###### 〔補充原則4-4-1〕

社外監査役は、改正会社法の社外要件を満たしておりませんが、2016年6月開催の株主総会において、独立性を有する社外監査役を候補者とする選任議案を上程することとしております。

##### 【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、1名の独立社外取締役を選任しております、当社の事業規模からみて十分な実効性を確保できていると認識しております。

独立社外取締役の将来的な増員については、適宜検討してまいります。

##### 【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

監査役は、財務・会計に関する知識を有する者を選任しておりませんが、改正会社法の社外要件を満たす独立性を有する社外監査役の候補者を選任する際に、1名は当該知識を有することを条件に加えて検討してまいります。

###### 〔補充原則4-11-3〕

取締役会全体の実効性の分析・評価および開示については、今後の検討課題といたします。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

##### 【原則1-4. いわゆる政策保有株式】

政策保有株式は、保有しておりません。

##### 【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社役員との取引については、社内規則に基づき、取締役会の承認を要することとしております。

当社親会社との取引については、親会社以外の企業との取引同様に社内規則に基づき、重要性の高いものについては取締役会への報告を要することとしております。

なお、親会社とは、親会社以外の企業と同様の条件で取引を行っております。

##### 【原則3-1. 情報開示の充実】

(1)経営理念、経営指標、会社の対処すべき課題等は、決算短信に記載しております。

(2)コーポレート・ガバナンスの基本方針は、コーポレート・ガバナンス報告書に記載しております。

(3)取締役及び監査役の報酬決定に関する方針と手続きは、有価証券報告書に記載しております。

(4)取締役及び監査役候補の指名を行うにあたっては、経営者としての能力・経験・人物・識見等から判断し、中長期的に当社全体ならびに個別部門の事業推進を円滑に行い、収益の向上を図り、改革・改善を進めることができると判断される人材を候補者とし、取締役会で検討しております。

(5)取締役及び監査役候補者の経歴、社外取締役及び社外監査役の選任理由は、株主総会参考書類に記載しております。

##### 【原則4-1. 取締役会の役割・責務(1)】

###### 〔補充原則4-1-1〕

取締役会は、法令により取締役会の専決とされる事項及び社内規則に定める重要な事項を決定し、それ以外の業務執行の権限を社内規則

に基づき、経営会議決裁、役付取締役決裁等に分類するほか、業務運営の組織長に日常の業務執行権限を委譲しております。

**【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】**

コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由にて記載のとおりであります。

**【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】**

東京証券取引所が定める基準をもとに、専門的な知識と豊富な経験等を当社経営に反映し、当社が進めるコーポレート・ガバナンスを強化することを目的として、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有する者を候補者として選定しております。

**【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】**

**[補充原則4-11-1]**

取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性に関する考え方は、原則3-1の(4)と同様であります。

規模については、当社の業容等から勘案し、現在の取締役会構成人員の規模が適正と考えております。

**[補充原則4-11-2]**

各取締役・監査役の他の上場会社を含む兼任状況は、事業報告、有価証券報告書において毎年開示しております。

**[補充原則4-11-3]**

コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由にて記載のとおりであります。

**【原則4-14. 取締役・監査役のトレーニング】**

**[補充原則4-14-2]**

取締役および監査役は、必要な知識の習得や適切な更新等のために外部セミナー等を活用し、研鑽に努める方針しております。

新任の取締役および監査役には、期待される役割・責務を適切に果たすために新任者向けの外部セミナーを受講させ、その役割・責務に係る理解を深めさせております。

**【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】**

(1)株主との対話全般については、管理本部所管の取締役が担当しております。

(2)株主との対話を補助する部門は総務部とし、必要に応じて経理部と連携を図ることとしております。

(3)当社ホームページによる情報開示等の実施により、業績や事業内容に関する理解を深めていただく活動を実施しております。

(4)株主の意見・懸念は取締役会に適時・適切に報告する体制しております。

(5)インサイダー取引防止に関する社内規則に従い、インサイダー情報の厳重な管理を行っております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三井金属鉱業株式会社	8,100,000	63.38
ROYAL BANK OF CANADA TRUST COMPANY (CAYMAN) LIMITED	1,806,000	14.13
三井金属エンジニアリング社員持株会	306,000	2.39
株式会社三井住友銀行	150,000	1.17
三井住友信託銀行株式会社	100,000	0.78
三井住友海上火災保険株式会社	100,000	0.78
三井不動産株式会社	100,000	0.78
野村信託銀行株式会社(信託口)	97,000	0.76
DEUTSCHE BANK AG LONDON-PB NON-TREATY CLIENTS 613	80,000	0.63
松井茂樹	70,000	0.55

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

三井金属鉱業株式会社 (上場:東京) (コード) 5706

### 補足説明

平成23年5月31日付でEFFISSION CAPITAL MANAGEMENT PTE LTDから当社株式1,934,000株(持株比率15.13%)を保有する旨の株券等の大量保有に関する変更報告書が関東財務局長あてに提出されておりますが、当期末現在の株主名簿において実質所有株式数の確認ができないため、上記「(2)大株主の状況」には反映させておりません。

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の三井金属グループとの取引条件については、三井金属グループ各社との個別協議により決定しております。

当社は、三井金属グループ以外の企業と同様の条件で取引を行なうことにより、少数株主の保護に努めております。

また、三井金属グループからの事業活動の独立性を高めるために、三井金属グループ外への事業活動拡大にも努めております。

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社は、三井金属グループの一員として親会社の経営方針に沿っており、重要な投融資、長中期計画、年度事業計画等は協議事項となっておりますが、経営判断及び事業活動全般については当社の機関で独自に決定しており、独立性を確保のうえ、事業運営を行なっております。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小林 克典	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小林 克典	○	—	弁護士としての専門的な知識と豊富な経験等を当社経営に反映し、当社が進めるコーポレート・ガバナンスを強化することを目的として、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立性を有する者として選任しております。 なお、当社と同氏は過去に一切の取引関係はなく、独立性を確保しており、独立役員に指定しております。

#### 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

## 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査及び内部統制部門である内部統制室は、内部監査の結果を監査役に対して遅滞なく報告するなど、内部統制の整備・運用状況の評価について適宜報告する体制をとっております。

なお、同室は、会計監査人へ内部統制の整備・運用状況の評価の結果を適宜報告するほか、必要に応じて意見交換を行い連携を図っております。

また、監査役は、会計監査人監査に立ち会うほか、会計監査人へ監査役監査の結果を適宜報告し、連携の強化を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

### 会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
綾部靖彦	他の会社の出身者													
和田一成	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

### 会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
綾部靖彦		――	事業会社における豊富な経験及び専門性を監査における幅広い意見に反映すること、ならびに当社事業の特性を理解したうえで取締役の職務執行を監視することにより経営の健全性を確保することを目的として選任しております。
和田一成		――	事業会社における豊富な経験及び専門性を監査における幅広い意見に反映すること、ならびに当社事業の特性を理解したうえで取締役の

職務執行を監視することにより経営の健全性を確保することを目的として選任しております。

## 【独立役員関係】

独立役員の人数	1名
---------	----

### その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

### 該当項目に関する補足説明

各取締役(社外取締役及び業務を執行しない取締役を除く)に対する報酬の支給額は、当該事業年度の業績及び役位に応じて決定しております。

なお、ストックオプション付与等のインセンティブは採用しておりません。

ストックオプションの付与対象者
-----------------

### 該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

### 該当項目に関する補足説明

当社には、連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示は行っておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬(役員賞与を含む)は、株主総会で決議いただいた報酬限度額の範囲内で支給することとしており、取締役の報酬は当該事業年度の業績ならびに役位に応じて決定し、常勤監査役の報酬は取締役の報酬を勘案して決定しております。

なお、社外取締役及び社外監査役ならびに業務を執行しない取締役については固定報酬としております。

また、取締役の報酬は総額を取締役会で決議し、監査役の報酬は監査役の協議により決定しております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役については、取締役会における適切な判断に資するため、取締役会事務局(総務部)が社外取締役をサポートする体制をとっております。

社外監査役については、常勤監査役が窓口となり、各種連絡・情報提供を行なうとともに、監査役の求めにより、必要に応じて総務部及び経理部使用人がサポートする体制をとっております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社における経営の意思決定及び監督につきましては、取締役11名(うち社外取締役1名)で構成される取締役会(原則毎月1回開催)にて行なっております。これは、迅速な意思決定を行なうのに適正な水準であるとともに、経営の客観性と透明性を図るのに最適な構成であると考えております。

また、取締役会に付議される案件につきましては、役付取締役4名で構成する経営会議(原則毎月2回開催)において事前に十分な審議を行な

つており、これにより意思決定の適正化を図っております。

なお、当社は業務執行を機動的かつ適切なものとするために執行役員制度を導入しております。

監査につきましては、常勤監査役1名と社外監査役2名で構成される監査役会を設置しております。

会計監査人につきましては、有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は2名、監査業務に係る補助者は11名（公認会計士6名、その他5名）であります。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役3名のうち社外監査役は2名であり、各々が専門的見地から経営監視の役割を担っております。

また、業務執行に対する監督機能の一層の強化を図り、経営の透明性をさらに高めることを目的に、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立性を有する社外取締役を設置し、コーポレート・ガバナンスの強化を推進しており、当社は現在の体制が最適であると考え、当該体制を採用しております。

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としています。なお、当該契約が認められるのは当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。また、各社外監査役と当該契約は締結しておりません。

### III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	可能な範囲において、法定期限前の発送を実施しております。 第52期定時株主総会の招集通知は2015年6月3日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	第52期定時株主総会は2015年6月23日に開催いたしました。
その他	招集通知、参考書類及び事業報告は、当社ホームページ上に掲載しております。

#### 2. IRに関する活動状況

補足説明		代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、適時開示書類等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部及び経理部で担当を兼務しております。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、ISO14001認証取得し、環境保全活動を推進しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、「企業活動を積極的かつ公正に開示し、社会から信頼される企業を目指す」旨を行動基準に定めております。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

#### (1) 基本的な考え方

当社は、企業として将来にわたり発展・成長を遂げるために、法令や規則を遵守し、企業倫理に則った公正な企業活動を行なうことが重要であると考えております。

#### (2) 整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するための体制として以下のとおり定め、これに従いその整備を進めております。

##### 1. 当社ならびに子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社ならびに子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、三井金属グループにおける「行動基準」を行動規範の基本精神とし、法令違反、企業倫理に反する行為等社内不正の未然防止ならびに早期発見を的確に行なえるようコンプライアンスの徹底を確保する。

##### 2. 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、法令のほか、当社の社内規則に従い適切に管理する。

##### 3. 当社ならびに子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社ならびに子会社のコンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署ならびに各子会社において社内規則及びマニュアル等に従い適切に管理する。

##### 4. 当社ならびに子会社の取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

当社取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するために取締役会を原則毎月1回開催するほか、役付取締役等で構成する経営会議を原則毎月2回開催し、意思決定の迅速化を確保する。

子会社取締役は、当社の「関係会社管理規則」に従い、効率的に職務を執行する。

##### 5. 当社ならびに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の親会社が規定し当社を含む三井金属グループに適用している「行動基準」「内部情報管理および内部者取引に関する規則」「ホットライン運営細則」「関係会社管理規則」等に従って、親会社の当社への指示、決裁等が適正に行われているかについて、取締役及び使用者が都度確認することにより、業務の適正を確保する。

##### 6. 子会社取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社取締役は、子会社において重要な事象が生じた場合には、当社の「関係会社管理規則」に従って、速やかに報告する。

##### 7. 当社監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する体制

監査役の求めにより、取締役は総務部及び経理部使用者から監査役の職務を補助すべき者を指名する。監査役は、当該使用者に対して監査業務に必要な事項を命令することができる。

##### 8. 当社監査役の職務を補助すべき使用者の当社取締役からの独立性及び当該使用者に対する指示の実効性確保に関する体制

監査役の職務を補助すべき使用者の指名及び異動等の人事権に関わる事項の決定については、事前に監査役の同意を得なければならない。

当該使用者は監査役の命令に従い監査業務に必要な情報収集等を行う。

##### 9. 当社ならびに子会社の取締役及び使用者等が当社監査役に報告をするための体制その他の当社監査役への報告に関する体制

監査役は、経営会議その他の重要な会議に出席し、当社ならびに子会社の取締役及び使用者等は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実ならびに法令・定款に違反する事実を発見した場合は速やかに監査役に報告する。

##### 10. 当社監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告を行った当社グループの使用者等に対し、当該報告を理由として解雇その他の不利な取扱いを行うことを禁止する。

##### 11. 当社監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する体制

監査役の職務の執行について生ずる費用を負担するため、毎期一定額の予算を確保する。

##### 12. その他当社監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

監査役は、代表取締役との定期的な意見交換を実施し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図るとともに、取締役の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境整備を確保する。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

#### (1) 基本的な考え方

当社は、反社会的勢力排除を社会的責任の観点から必要かつ重要であると認識し、反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係を持たず、不当要求は拒絶することを基本方針としております。

#### (2) 整備状況

当社は、行動基準に「反社会的行為の排除 反社会的勢力及び団体とは一切係わらない」旨を規定し、役職員に周知しております。

また、当該勢力による被害防止を図るため、総務部を対応部署とし、総務部担当者を不当要求防止責任者として設置しております。

社外専門機関との連携状況につきましては、顧問弁護士の活用のほか、必要に応じて所轄警察署と緊密な関係の構築を図っております。

## Vその他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

#### 適時開示体制の概要

##### (1) 基本的な考え方

当社は、行動基準に「積極的な情報開示 企業情報を積極的かつ公正に開示し、社会から信頼される企業を目指す」旨を規定するほか、コーポレート・ガバナンスの基本方針において「情報開示及び説明責任の強化」を掲げております。

経営情報をはじめとした企業情報を積極的かつ公正に開示し、経営の透明性を高めるとともに、社会から信頼される「開かれた企業」を目指しております。

##### (2) 社内体制等の状況

当社では、総務部長が情報取扱責任者となり、適時開示等の情報開示の実務については総務部が担当部署として対応しております。

##### (3) 開示手続の状況

当社は、本社部門、事業部及び子会社において、公益または投資者保護のために必要な情報として、開示を要すると判断した場合、遅滞なく当該情報の開示について経営会議に諮ることとしております。経営会議においては、当該情報開示の審議を行い、適時開示の内容及び方法等を決定し、速やかに開示いたします。

なお、当該適時開示の内容については、遅滞なく取締役会に報告する体制しております。

